附則第五条に見出しとして「（旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置）」を付し、同条第一項中「昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通産退職年金、障害年金、遺族年金又は通産遺族年金」を「平成二十六年度までの各年度における旧共済法による年金」に、「同号に規定する退職年金、減額退職年金、通産退職年金、障害年金、遺族年金又は通産遺族年金」を「旧共済法による年金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十五年度及び平成二十六年度における旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例）

第五条の二　平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九七八を」とする。

附則第七条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「を下回る」を「以下となる」に、「同条」を「第一条」に改め、「この項」の下に「及び次条第一項第一号」を、「ついては」の下に「、平成二十六年度までの間は」を加え、同項第二号中「附則第四条」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条」に改め、同条第二項中「この項」の下に「及び次条第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度における再評価率等の改定等の特例）

第七条の二　平成二十七年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定は、適用しない。

一　平成二十七年度における第一条の規定による改正後の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一条第二項の規定により算定した金額（第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二　平成二十六年度における附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2　受給権者のうち、平成二十七年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数の比率を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

附則第八条の二（見出しを含む。）中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に改める。

附則第八条の三中「平成二十四年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十五年度」に改める。

附則第十七条第二項中「昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する」を削る。

（児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正）

第六条　児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「平成十七年四月以降」を「平成二十五年十月から平成二十七年三月まで」に改め、第二項の表を次のように改める。

児童扶養手当法第五条第一項	四万千百円	四万千四百三十円（四万千四百三十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額（四万千四百三十円を下回る場合においては、平成二十六年度における場合にあつては、平成二十六年度の政令で定める額）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条	三万三千三百円	三万三千五百七十円（三万三千五百七十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額が三万三千五百七十円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該年度であつては、平成二十六年度の政令で定める額）
	五万円	五万四百円（五万四百円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額が五万四百円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該年度であつては、平成二十六年度の政令で定める額）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千百七十円	一万四千二百八十円（一万四千二百八十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額が一万四千二百八十円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該年度であつては、平成二十六年度の政令で定める額）
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千百七十円	一万四千二百八十円（一万四千二百八十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年の前年の物価指数の比率を当該年度の政令で定める率（一万四千二百八十円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該年度であつては、平成二十六年度の政令で定める額）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の三	二万六千五十円	二万六千二百六十円（二万六千二百六十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九三を乗じて得た額を基準として政令で定める額が二万六千二百六十円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該政令で定める額）
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千百七十円	一万四千二百八十円（一万四千二百八十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年の前年の物価指数の比率を当該年度の政令で定める率（一万四千二百八十円を下回る場合においては、平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年四月）以降、当該年度であつては、平成二十六年度の政令で定める額）